

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

第1条（個人情報の保護に関する条例等の遵守）

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び情報セキュリティに関する法令等に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守しなければならない。

第2条（秘密の保持）

受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3条（適正な安全管理）

1. 受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。
2. 受託者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

第4条（再委託の禁止）

1. 受託者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、委託者に事前に書面により申請し、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書により委託者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
- 3 受託者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為に

ついて、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

第5条（収集の制限）

受託者は、この契約に基づく業務に係る個人情報収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

第6条（利用及び提供の制限）

受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

第7条（複写、複製の禁止）

受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

第8条（情報の廃棄等）

受託者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、委託者からの指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに委託者に返還、又は情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受託者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、委託者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

第9条（事故発生時の報告義務）

1. 受託者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又生じた可能性があることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2. この場合、受託者は、その事故発生理由に関わらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により報告しなければならない。

第 10 条（業務の報告又は検査等）

委託者は、必要があるときは、いつでも受託者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受託者及び再委託先に対して検査などを行うことができる、

第 11 条（違反した場合の措置）

委託者は、受託者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。